

## 教科又は教職に関する科目

### ■履修上の留意事項

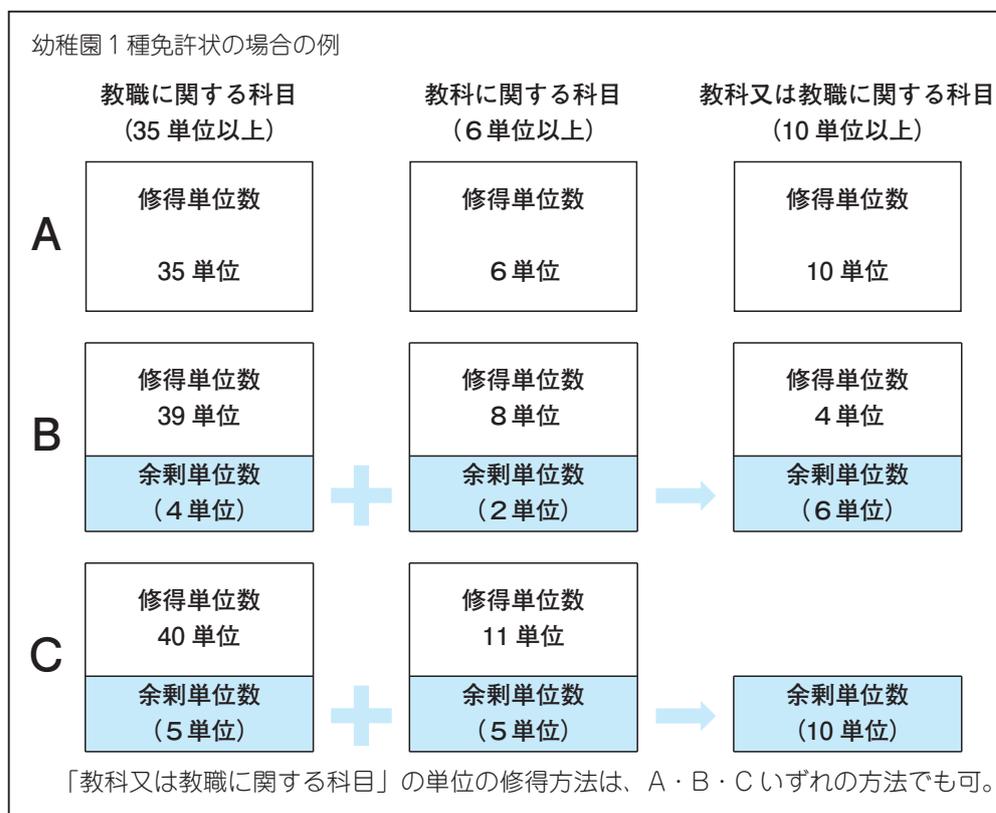
- 「教科又は教職に関する科目」または最低修得単位を超えて履修した「教科に関する科目」もしくは「教職に関する科目」について、併せて幼1種=10単位、小1種=10単位、小2種=2単位、中1種=8単位、高1種=16単位以上修得してください。

例えば

幼1種免の場合	最低修得単位	修得単位	
教職に関する科目	= 35単位	40単位	= 5単位余剰
教科に関する科目	= 6単位	11単位	= 5単位余剰
教科又は教職に関する科目	= 10単位	0単位	←

(余剰分の10単位を充てることができます)

\*ただし各教科の指導法は、取得しようとする免許状の教科以外、余剰単位として充てることはできません。



## 免許法施行規則66条の6に定める科目

### ■履修上の留意事項

「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」の各カテゴリーから、学部・学科ごとに定められている科目を2単位ずつ、合計8単位修得すること。

\*余剰単位があったとしても、「教科又は教職に関する科目」等に充てることはできません。